

2教総広要第131号の2
令和3年4月14日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会
・東京「君が代」裁判原告団
事務局長 近藤 徹 殿

東京都教育庁総務部広報統計課長
徳 田 哲 吉

「要請書」に対する回答について

貴団体から令和3年3月24日付けで提出された標記要請書について、別紙のとおり回答します。

- 1 2020年12月24日付の都教委の都立学校校長宛の通知（教育長名及び所管課・課長連名）を撤回すること。
- 2 4月の入学式で「国歌斉唱」を行わないこと。

（回答：1及び2）

都教育委員会は、国内及び都内における新型コロナウイルスの感染状況や国や都の方針等を踏まえ、都立学校における感染症防止対策を講じた教育活動の在り方を決定しており、感染状況の変化や国や都の対策等の変更に応じて、教育活動の在り方も不断に見直しを図り、変更してまいりました。これらの対策は、児童・生徒の安全確保のために必要と判断し、講じてきたものであります。

令和2年度の卒業式及び令和3年度の入学式についても、これらと同様の方針で行います。本通知を撤回する考えはありません。

（所管：指導部指導企画課）

- 3 都教委が2003年10月23日に発出したいわゆる「10.23通達」に基づく新たな懲戒処分を行わないこと。

（回答）

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

（所管：人事部職員課）

- 4 「10.23通達」を撤回すること、また同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと。

（回答：「10.23通達」を撤回すること）について）

これまでに出示された裁判所の判断において、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」は、旧教育基本法第10条第1項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。よ

って、本通達を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

(回答：「懲戒処分を取り消すこと」について)

卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。

(所管：人事部職員課)

(回答：「嚴重注意を取り消すこと」について)

嚴重注意の取消しは、考えておりません。

(所管：指導部指導企画課)

5 これまでの全ての再処分を撤回すること。

(回答)

卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。

(所管：人事部職員課)

6 最高裁判決に反して減給処分を行わないこと。

(回答)

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

(所管：人事部職員課)

7 「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」(平成24年1月24日)の都教委の「議決」を撤回すること。

(回答)

国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた職務命令が合憲であることは平成24年1月16日の最高裁判決でも改めて認められたところです。この判決を受け平成24年1月24日の臨時教育委員会において、「一人一人の教員が、教育における国旗掲揚及び国歌斉唱の意義と教育者としての責務を認識し、学習指導要領に基づき、各学校の入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱が適正に実施されるよう、万全を期していく」ことを委員総意の下に確認し、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」が議決されました。本議決を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

8 卒業式・入学式で処分を受けた教職員を対象とした「服務事故再発防止研修」を行わないこと。同研修対象者に受講前報告書の作成を強要しないこと。

(回答：「服務事故再発防止研修」を行わないことについて)

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、懲戒処分の原因となった服務事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、服務事故再発防止研修を実施します。

(所管：人事部職員課)

(回答：「受講前報告書の作成を強要しないこと」について)

服務事故再発防止研修実施要項に基づき、所属校における基本研修として、受講前報告書の作成を求めています。

(所管：教職員研修センター研修部教育経営課)

9 都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高校教育指導課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と該当者及び被処分者の会・同弁護士との話し合いの場を設定すること。

(回答)

請願・要請については、広報統計課を通じて御意見をお聞きするとともに、請願については、主管課において趣旨を慎重に検討の上、その結果を請願者に通知し、また、要請については、必要に応じて回答を行っております。今後も同様に対応してまいります。

(所管：指導部指導企画課、指導部高等学校教育指導課、人事部職員課、教職員研修センター研修部教育経営課)

10 本要請書を教育委員会で配布し、慎重に検討・審議し、回答すること。

(回答)

既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

(所管：指導部指導企画課、指導部高等学校教育指導課、人事部職員課、教職員研修センター研修部教育経営課)